

(様式1)

環境配慮検討書

松農第4265号
平成29年10月18日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

松阪農林事務所長

三重県環境調整システム推進要綱第4条の規定に基づき提出します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業 寺井地区
担当課所名	三重県松阪農林事務所 農村基盤室 基盤整備1課

1 事業の計画の名称、目的及び内容

(1)名称	高度水利機能確保基盤整備事業 寺井地区	
(2)目的	<p>当地区は、松阪市西部の中山間地域に位置しており、生産基盤が未整備である上、地区の約6割を急傾斜な谷地田が占めるなど生産条件が不利な地域である。また、近年獣害被害が深刻化しており、一部の谷地田では耕作放棄が進行するなど地域の農業を存続していく上で危機的状況となっている。</p> <p>こうした課題を解決するため、本事業で区画整理と獣害対策を実施し、効率的かつ安定的な担い手への農地集積を促進させ、これらの担い手が地域の農業生産の大部分を担う農業構造を確立することにより、食料の安定供給の確保、農地の多面的機能の発揮など地域農業の持続的な発展に資することを目的とする。</p>	
(3)事業主体	三重県	
(4)計画内容	①計画地の位置	松阪市笹川町地内 受益面積 21.9ha
	②建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置等) ※配置図を添付すること	<p>○区画整理 整地工 A=21.9ha 道路工 L= 5.5km 有効幅員2.5~4.0m アスファルト及び砂利 用水路工 L= 7.6km 開水路 へんちチューム等300~900 管水路 VUφ75~250</p> <p>排水路工 L= 6.1km 内幹線 L= 0.6km 大型チューム 1000*1700~1200*2000 内支線 L= 5.5km 有効チューム 400*400~900*900 組立柵渠 900*1000~900*1600 自由勾配側溝 1100*300~800*600 U字溝 300*300~450*450</p> <p>○獣害対策 獣害防止柵工 L=4.5km 亀甲金網フェンス H=2.1m</p>
	③用水の使用計画	用水系統は二級河川阪内川掛かり、普通河川桂瀬川掛かり、溪流掛かりの3系統があり、時期により不足水が発生している桂瀬川掛かりと溪流掛かりの2系統は、用水量を貯水池で確保する。阪内川掛かりは、阪内川から取水した用水をパイプラインで揚水機場から配水槽や貯水池に送水され、ほ場へと配水される。他の2系統は、貯水池からパイプラインで、ほ場へと配水される。
	④エネルギーの使用計画	該当なし
	⑤雨水、汚水の排水計画	雨水：雨水は地区内の排水路及び桂瀬川を經由し、阪内川に自然排水される。 汚水：該当なし
	⑥道路・交通計画	地区周辺には、国道166号線が通っており、この道路に接続する市認定道路を本地区の幹線農道に位置付け、通作道としての機能及び生活道路としての役割を考慮したうえで再配置し、それに接続する支線農道を配置する。
	⑦工期	<p>7)着工の予定時期 1)完工及び供用開始の予定時期</p>
(5)関連事業計画	該当なし	
(6)その他	該当なし	

2 計画地の社会的条件の現況等

(1) 計画地の社会的条件の現況	① 交通の現況	計画地区周辺には、国道166号線をはじめ、県道59号松阪第2環状線などの主要な一般道が通っており、松阪の都市部へのアクセス道路として、農村部と都市部を結ぶ重要な役割を果たしている。
	② 土地利用の現況	計画地区の土地利用の現況は、地区面積30.2haのうち、田が26.5ha、畑が0.2haと9割が農用地として利用されており、その農用地を縫うように3.3haの道路・水路が配置されている。農用地は、水稲単作経営を主流とする地域で、平均耕作面積0.6haの第2種兼業農家が大多数を占める区域である。
	③ 水域利用の現況	計画地区は、二級河川阪内川、普通河川桂瀬川及び溪流を取水源として、かんがいされている区域である。 排水は、地区内の排水路及び桂瀬川を經由し、阪内川に自然排水される。
	④ 生活関連施設の現況	生活関連施設の立地状況 a. 学校施設：なし b. 医療施設：なし c. 公共施設：なし d. 文化施設：なし
(2) 関係法令等による地域の指定・規制状況	① 自然環境保全地域等の指定状況	自然環境保全地域（地区）自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 a. 自然環境保全地域：無し b. 自然公園区域：無し c. 鳥獣保護区：有り（松阪市中部台鳥獣保護区） d. 鳥獣保護区特別保護地区：無し
	② 土地利用規制の現況	都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況 a. 都市計画法：規制無 b. 農業地域振興法：規制有（農業振興地域、農用地区域） c. 森林法等：規制無 d. 砂防法：規制無 e. 地すべり等防止法：規制無 f. 急傾斜地災害防止法：規制無 g. 河川法：規制有（普通河川桂瀬川） h. 漁港法：規制無 i. 海岸法：規制無 j. 文化財保護法：規制有（只越遺跡、山田遺跡） k. 景観法：規制無

3 計画地の自然的条件の現況

(1) 地形・地質	文献調査	文献名	5万分の1都道府県土地分類基本調査 国土交通省 国土政策局 国土情報課HP	
	現地調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> (実施日時)	聴取調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
	調査結果等	<p>地形：二級河川阪内川右岸の中山間地域にあり、国道166号線沿いの地区北側は谷底平野で平坦地、地区の6割を占める南側は中間斜面と下位段丘で主傾斜1/30程度の谷地である。</p> <p>地質：表層地層は、礫・砂・泥を主とする堆積物と花崗岩類で構成されている。土壌は表土（耕作土）の下に、国道166号線沿いの平坦地ではグライ土壌と礫質灰色低地土壌、谷地では赤色系と黄色系の褐色森林土壌で構成されている。</p>		
(2) 水象	文献調査	文献名	平成28年度版環境白書 三重県	
	現地調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> (実施日時)	聴取調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
	調査結果等 ①河川、湖沼	<p>計画地区下流部に位置する阪内川中部大橋の水質 (H28. 3)</p> <p>pH:7.5 DO:10.0 BOD:0.5 SS:2 大腸菌群数:940MPN/100ml</p>		
	②海域	該当なし		
(3) 気象・大気質等	調査の方法	<p>気象庁電子閲覧室気象庁HP</p> <p>平成28年度版環境白書 三重県</p>		
	調査結果	<p>計画地最寄りの観測データ（粥見観測所）</p> <p>気 温：平成28年 日平均 15.4℃</p> <p>降 水 量：平成28年 合計降水量 1716.5mm</p> <p>最多風向：平成28年 西</p> <p>風 速：平成28年 平均風速 1.5m/s</p> <p>計画地最寄りの観測データ（松阪市 松阪第五小学校）</p> <p>大気質：二酸化硫黄:0.000ppm、二酸化窒素:0.006ppm、 浮遊粒子状物質:0.019mg/m3、一酸化窒素:0.001ppm、 窒素酸化物:0.008ppm、光化学オゾン:0.049ppm、 マツ:1.93ppmC、全炭素窒素:2.05ppmC、 ダイキソ類:0.011pg-TEQ/m3</p> <p>水質：(2)水象①河川、湖沼参照</p> <p>騒音：地区内及び近隣に調査地点なし</p> <p>振動：地区内及び近隣に調査地点なし</p>		
(4) 生態系等	文献調査	文献名	<p>平成28年度 寺井地区事業計画書作成業務委託 ：松阪市、三重県土地改良事業団体連合会</p> <p>松阪市田園環境整備マスタープラン</p>	
	現地調査の有無	<input checked="" type="radio"/> ・ 無 (実施日時)	聴取調査の有無	<input checked="" type="radio"/> ・ 無 有識者
		<p>対象：植物、鳥類、魚類、底生動物、 両生類、は虫類、昆虫等</p> <p>時期：平成27年6月、7月、8月、10月 平成28年1月、3月、5月</p>		

<p>調査結果等 ①植物</p>	<p>植生の概要：谷地部水田の耕作放棄地は陸化しており、ススキ、チガヤ等のイネ科の植物が分布している。 コセンダングサ、シロツメグサ等の外来種が確認された。</p> <p>希少な植物個体：調査では確認されていない。時期によってはスズメハコベ（県：VU、国：VU）、ミズマツバ（県：NT、国：VU）などが見られることも考えられる。</p> <p>希少な植物群落：確認されていない。</p> <p>※希少種・外来種の選定基準 「文化財保護法」（文化庁）で指定されている種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（環境省）で指定されている種 「環境省レッドリスト2015」に記載されている種 「三重県レッドデータブック2015」に記載されている種 「三重県指定希少野生動植物」で指定されている種 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（環境省）により特定外来生物に選定されている種 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省）に掲載されている種</p>
<p>②動物</p>	<p>動物相の概要：山部にはイノシシ、シカ等のほ乳類や鳥類、水田周辺には昆虫類、魚貝類、両生類、爬虫類等多種の動物が生息しており、豊かな動物相を形成している。中山間地域の水田における象徴的な生物であるカエルの種類が豊富である。</p> <p>希少な動物：アキアカネ（トンボ目トンボ科）（県：NT、国：－）</p> <p>※希少種・外来種の選定基準 「文化財保護法」（文化庁）で指定されている種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（環境省）で指定されている種 「環境省レッドリスト2015」に記載されている種 「三重県レッドデータブック2015」に記載されている種 「三重県指定希少野生動植物」で指定されている種 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（環境省）により特定外来生物に選定されている種 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省）に掲載されている種</p>

(5)自然景 観・文化 財等	文献調査	文献名	三重県教育委員会HP、松阪市HP		
	現地調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	(実施日時)	聴取調査の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	調査結果等 ①自然景観	自然景観の概要：山、川、水田で構成される典型的な農村地域の自然 景観である。 貴重な自然景観：谷地部には未整備の水田が連なり、農村の現風景が 残る。			
	②文化財、史 跡、名勝等	史跡・名勝・天然記念物：県指定史跡 大河内城跡 (S12.11.5指定) 埋蔵文化財包蔵地：只越遺跡、山田遺跡			
③野外レクリエー ション 他	計画地区周辺に立地していない。				
(8)その他、 自然災害 等					

4-2 事業計画の検討内容（複数案比較が実施できない場合）

複数案比較が実施できない理由	本事業は、ほ場整備を行い優良農地を確保し、農業経営の安定化と地域農業の活性化を推進することを目的としており、この計画以外のもはない。
----------------	--

※環境配慮事項ごとに、環境配慮度を◎○で記入し、その配慮の内容及び配慮度の評価の理由を記入すること。

環境配慮技術指針の配慮目標 ①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 ②人と自然が共にある環境の保全 ③やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造	環境配慮度 ◎：十分配慮している。 ○：配慮している。 -：特に配慮する必要がない。
--	---

技術指針に基づく環境配慮事項	環境配慮度	環境配慮の内容 (一の場合は、無記入でも可)	配慮度の評価の理由
①-1 地球温暖化防止	○	工事に際して、排出ガス対策型建設機械を使用する。	排出ガス対策
①-2 廃棄物対策	○	工事による発生廃材は、再資源化が可能なものについては資源化処理施設に搬入し、最終処分が必要なものについては適正に処理する。	リサイクル対策
①-3 生活環境の保全	○	工事に際して、排出ガス対策型建設機械を使用し、低騒音、低振動型機械の使用に努める。また、土工計画や排水施設計画において、工事時期や濁水対策等の検討を行う。	周辺環境対策
①-4 その他重点事項	-	該当なし	
②-1 野生生物等の生育空間の確保	◎	カエル等の生育空間となる止水域を新設する貯水池により確保する。また、排水路には、小動物が落下した場合に這い上がれる施設を水路側面に設置する。	水生生物への影響を極力抑える
②-2 希少な野生生物の保護	◎	アキアカネ等の水辺に生息する種類に不可欠である止水域は、新設する貯水池により確保する。	希少生物保護対策
②-3 地形、地質等の改変の抑止	○	土量のバランスを考え、地区外に残土の搬出を行わないように考慮する。	地区外への土砂流出を抑える
②-4 その他重点事項	-	該当なし	
③-1 緑化、周辺景観との調和	◎	耕作放棄地を含めた、ほ場整備を行い、田園空間を維持するとともに担い手等への利用集積を図る。	農業空間の維持 周辺環境との調和
③-2 親水等、ふれあい空間づくり	○	用排水施設計画において、親水・洪水調整機能の確保を考慮した検討を行う。	多面的機能の維持 ふれあい空間の確保
③-3 その他重点事項	-	該当なし	
④上記以外の特記事項	-	該当なし	

5-2 事業計画案の環境配慮に係る評価

従来の事業等と比較して優れている点	貯水池により止水域を確保するとともに排水路に這い上がり施設を設けることで、水生生物等の生育環境を保全する。 耕作放棄地を含めた農地整備を行い、あわせて担い手等への利用集積を図ることで耕作放棄地の発生抑制・復旧を推進し、農地が良好な状態で維持・保全していく。
今後の課題	農産物に被害を与える動物種の獣害については、地域の関係者との連携のもとで、獣害防止柵工を含めた適正な被害対策を図る。 希少な動植物への対応について、有識者の意見聴取等により、施工箇所に生息・生育している動植物とその生態に関して把握に努める等、施工の時期や方法について工夫に努め、工事による影響を低減する。また、対応等について農業者等関係者の理解を得る。
会議での調整を要する事柄	